国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO) 検査・業務管理部

平成30年度NEDO事業者説明会における質疑応答について

当機構では、平成30年2月8日から23日までの間において、全国6会場にて事業者向けに 説明会を開催しました。説明会での主な質疑応答を以下のようにまとめましたので、今後の事 務処理等に役立てていただければ幸いです。

■制度的な見直し等

- 事業者所有装置の保守費について
- Q:専用期間に制限(例えば1か月以上専用使用することなど)はありますか。
- A:特に設けていません。月単位ということ等もありません。
- Q:事業期間途中に自社装置の専用使用が発生した場合に、期中から計上してもいいですか。
- A: 特に問題ありません。
- Q:「専用使用証明書」の押印者は誰になりますか。
- A:業務管理者等の適切な方にお願いします。
- 収益納付の一部免除について 特にご意見ありませんでした。
- 労務費区分の大括り化について
- Q:日専従者を率専従者への変更は難しいのではないですか。
- A:基本は時間単価を適用頂くことになりますが、率専従にもみなし変更の選択肢を用意しています。
- Q:補助員に関する変更はありますか。
- A: 補助員に関する変更事項はありません。
- 消費税の割戻しについて
- Q:不課税項目がある場合の記載方法はどうなりますか。
- A: 従来通りの記載でも構いません。月別項目別明細表の税込額欄に消費税相当額を加算した額 を記載していただき、税込額をまとめて合計する方法でも選択可能です。

■周知事項等

- NEDO委託事業における取得財産の損害保険の付保について 特にご意見ありませんでした。
- 外注費における相手先の明示
- Q:外注相手先は品名等欄以外の部分に記載してもいいですか。
- A: 特に問題ありません。
- Q:外注費の外注相手先を記載するため月別項目別明細表の変更はありますか。
- A:変更はしません。相手先を品名等欄等に記載いただければ結構です。

- 検査時の内部牽制等の確認について
- Q:情報セキュリティや個人情報保護に関して社内ルールはあるが規程は無い場合はどのようになりますか。
 - A: 社内ルールを提示して説明してください。
- 連名契約の変更について
- Q:連名契約の場合、中間年報は連名の代表者でとりまとめて提出でよいですか。
- A:とりまとめて出していただいて問題ありません。

【業務委託契約約款等の主な改正点】

- 重大な事由が発生した際の報告について
- Q:事故の際、「直ちに通知」するとはどのように行えばよいですか。
- A:休日等の時間外ならメール、FAX 等で一報を入れて連絡がとれる段階で電話を入れていただく 等適切に運用をお願いします。

【年度末の事務処理について】

- Q:助成事業で中間年度末に検収ベースとすることができるとの記載がありますが可能ですか。
- A:可能ですが、事前に担当部にご相談ください。
- Q:確定検査は対面検査か書面検査のいずれになりますか。
- A: 基本的には対面検査になります。個別対応にもなりますので担当部の指示に従ってください。

■平成30年度の限度額変更の制約について

- Q:年度末に後倒しになる事案が発生した場合はどのようになりますか。
- A: 判明した時点で早期に担当部にご相談頂きますようお願いします。なお、29 年度末については後倒しすることはできません。

■各種手続きの電子化について

- Q: 経費発生調書も web 上で直接入力する形になりますか。
- A: 経費発生調書については、web 上での直接入力の他、エクセルで作成したものをアップロードする方式も可能となるよう検討しています。

以上